

テロ等対応費用補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

用語	説明
テロ行為	政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
テロ等帰国遅延	被保険者の旅行の最終目的地への到着が満期日の午後12時までに予定されているにもかかわらず普通保険約款第2章基本条項第1条〔補償される期間－保険期間〕(4)①から④までに掲げる事由のいずれかにより遅延したことをいいます。
被保険者	この特約により補償を受ける者であって、保険証券に記載された被保険者をいいます。
保険事故	この特約においては、テロ等帰国遅延の発生をいいます。

第1条〔この特約の適用条件〕

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条〔保険金を支払う場合〕

- (1) 当社は、テロ等帰国遅延が発生し、普通保険約款第2章基本条項第1条〔補償される期間－保険期間〕(4)①から④までに掲げる事由の直接の結果として、被保険者が負担を余儀なくされた費用に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、テロ等対応費用保険金を被保険者に支払います。
- (2) 当社は、この特約により、普通保険約款第2章基本条項第1条(4)①を次のとおり読み替えて適用します。

「① 被保険者が乗客として搭乗しているもしくは搭乗予定の交通機関(注1)または被保険者が入場しているもしくは入場予定の施設に対する第三者による不法な支配、テロ行為または公権力による拘束」

- (3) 当社が支払うべきテロ等対応費用保険金の額は、保険期間を通じ、10万円を限度とします。

第3条〔費用の範囲〕

- (1) 第2条〔保険金を支払う場合〕(1)の費用とは、次の①から③までに掲げるものをいいます。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額および負担を予定していた金額を含みません。
 - ① 交通費
 - ② 宿泊施設の客室料
 - ③ 国際電話料等通信費
- (2) 被保険者が負担した本条(1)の費用が、社会通念上妥当な金額、または、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額を超える場合には、当社はその超過額に対してはテロ等対

応費用保険金を支払いません。

第4条 [保険金を支払わない場合]

当社は、次の①から⑧までに掲げる事由のいずれかによって発生した費用に対しては、テロ等対応費用保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② テロ等対応費用保険金を受け取るべき者（注2）の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ③ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ④ 被保険者に対する刑の執行
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変。ただし、これらに該当するかどうかにかかわらず、テロ行為を含みません。
- ⑥ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑦ 上記⑤もしくは⑥の事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
- ⑧ 上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）テロ等対応費用保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）核燃料物質には使用済燃料を含みます。

（注4）核燃料物質によって汚染された物には原子核分裂生成物を含みます。

第5条 [事故発生時の義務等]

（1）保険契約者、被保険者またはテロ等対応費用保険金を受け取るべき者は、保険事故が発生したことを知った場合は、次の①から③までに掲げる事項を履行しなければなりません。

- ① 保険事故発生の日時、場所、費用発生の状況を、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ② 第2条 [保険金を支払う場合]（1）の費用の発生および拡大の防止のため、自己の費用で必要な措置を講ずること。
- ③ 被保険者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合は、その権利の保全または行使について必要な手続きを行うこと。

（2）本条（1）の場合において、保険契約者、被保険者またはテロ等対応費用保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容（注）について、遅滞なく当社に通知しなければなりません。

（3）保険契約者、被保険者またはテロ等対応費用保険金を受け取るべき者は、本条（1）および（2）のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

（4）保険契約者、被保険者またはテロ等対応費用保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく本条（1）、（2）または（3）の規定に違反した場合は、当社は、本条（1）①、（2）または（3）のときは、

それによって当社が被った損害の額を差し引いてテロ等対応費用保険金を支払います。また、本条（１）②の場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を、本条（１）③の場合は取得すべき権利の行使によって受けることができたと認められる額を、それぞれ差し引いてテロ等対応費用保険金を支払います。

- (5) 保険契約者、被保険者またはテロ等対応費用保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条（１）①、（２）または（３）の通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いてテロ等対応費用保険金を支払います。
- (6) この保険契約に適用される普通保険約款または特約の規定により保険金が支払われない場合を除き、当社は、次の①および②に掲げる費用を支払います。
- ① 本条（１）②の費用の発生または拡大の防止のために要した必要または有益な費用
 - ② 本条（１）③の手続きのために必要な費用
- (注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第6条 [保険金の請求]

- (1) この特約にかかる保険金の当社に対する保険金請求権は、被保険者が費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) この特約にかかる保険金の請求書類は、別表に掲げる書類とします。

第7条 [他の保険契約等がある場合の取扱い]

他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（注1）の合計額が、支払限度額（注2）を超えるときは、当社は、次の①または②の額をテロ等対応費用保険金として支払います。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注1）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	支払限度額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

(注1) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) この保険契約および他の保険契約等の支払責任額のうち最も高い支払責任額を支払限度額とします。

第8条 [代位]

- (1) 費用（注1）が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注2）を取得した場合において、当社がその費用（注1）に対してテロ等対応費用保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当社が費用（注1）の額の全額をテロ等対応費用保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② 上記①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、テロ等対応費用保険金が支払われていない費用（注1）の額

を差し引いた額

(2) 本条(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者、被保険者およびテロ等対応費用保険金を受け取るべき者は、当社が取得する本条(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

(注1) 第3条〔費用の範囲〕の費用をいいます。

(注2) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第9条〔準用規定〕

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

別表(第6条〔保険金の請求〕関係)

保 険 金 請 求 書 類

提出書類
(1) 保険金請求書
(2) 保険証券
(3) 当社の定める事故状況報告書
(4) 公の機関または交通機関の事故証明書
(5) 第3条〔費用の範囲〕の費用の支出を証明する領収書または精算書
(6) 被保険者の印鑑証明書
(7) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注)
(8) その他当社が普通保険約款第2章基本条項第18条〔保険金の支払〕(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(注) テロ等対応費用保険金の請求を第三者に委任する場合に必要とします。